

統計審議会会長 竹内 啓 殿

総務大臣 片山 虎之助

諮問第 288 号

平成 15 年に実施される 2003 年漁業センサス（仮称）の計画について

標記について、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

農林水産省は、平成 15 年に実施を予定している 2003 年漁業センサス（仮称）（指定統計第 67 号を作成するための調査）について、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づき策定された水産基本計画（平成 14 年 3 月 26 日閣議決定）に沿って、新たな水産施策に必要な基礎資料を整備するため、調査体系の再編成並びに冷凍・冷蔵工場及び水産加工場調査の調査対象地域を沿海市町村内から全国へ拡大する等調査範囲の見直しを行うこととしているほか、漁村の有する多面的機能についての実態を把握するための調査事項の追加等の変更を行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、諮問第 254 号の答申「平成 10 年に実施される第 10 次漁業センサスの計画について」における指摘事項等を踏まえ、統計体系の整備、調査の効率的実施、報告者負担の軽減等の観点から検討する必要がある。